

○学部間の転部に関する取扱い内規
(平成10年4月21日制定)

(転部の時期)

- 1 学部間の転部は、年度の始めとする。
(出願資格)
- 2 転部を希望する者は、2年次以上に在籍し、転部希望学部の定める次の条件を満たしていなければならない。
 - (1) 文学部への転部を希望する者
国際政治経済学部の履修規程に基づく、3年次への進級要件を満たし、72単位以上取得している者(それぞれ見込みの者を含む)
 - (2) 国際政治経済学部への転部を希望する者
文学部の履修規程に基づく、専攻科目2の登録要件を満たし、72単位以上取得している者(それぞれ見込みの者を含む)
- 3 転部を希望する者は、転部の理由を記載した願書を、指定期日までに提出しなければならない。
(出願の許可)
- 4 転部希望学生の所属学部長は、教授会の議を経て、出願を許可する。許可された者は、別に定める審査料を指定された期日までに納入しなければならない。
(選考の時期)
- 5 転部の選考は、毎年度10月に行う。
(選考方法)
- 6 選考は、提出書類、面接及び筆記試験により行う。
(転部の決定)
- 7 受け入れ学部の教授会の議を経て、学長が決定する。
(転部の許可年次)
- 8 転部の許可年次は、3年次とする。
(転部不合格の場合の扱い)
- 9 転部試験不合格の場合は、出願時の所属学部に所属する。
(転部の許可の取り消し)
- 10 転部試験に合格した者が当該学年度末に在籍する学部を卒業した場合は、転部の許可を取り消す。
(審査料等)
- 11 審査料は、35,000円とする。授業料は許可年次に適用する額とする。
(事務担当)
- 12 転部に関する事務は、教務課が担当する。

附 則

この内規は、平成10年4月21日から施行する。

附 則 (平成22年3月23日)

この内規は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月26日)

この内規は、平成25年4月1日から施行する。